

担当部の検討結果

申請者	申請内容及び特例措置	担当部局	制度の現状及び根拠	基本的な意見	必要な措置	対応策等	その他	連絡先(担当者)
長沼町	<p>(申請内容) 国の認定を受けた特区計画(どぶろく特区)と相俟って、長沼型グリーン・ツーリズムを一層推進するとともに、食育を含めた都市との共生・対流を積極的に推進する。</p> <p>(特例措置) 北海道食品衛生法施行条例における施設基準の緩和措置の適用</p>	保健福祉部	飲食店の施設基準については、食品衛生法施行条例第3条第1項により規定している。	A	-	農業体験民宿における飲食店営業の施設基準の弾力的な運用については、平成19年4月に北海道チャレンジパートナー特区制度の特例措置として位置づけられたことから、特例措置の適用に係る要綱に基づき対応する。	「農業体験民宿を核としたグリーン・ツーリズム推進」に係る特例措置実施要綱(平成19年4月2日施行)(企画振興部)	食品衛生課 食品安全 G
				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><基本的な意見の分類> A：特区として対応 B：全道的に対応 C：特区として対応不可 D：現行の規定により対応可能 E：事実誤認</p> </div>				

関係部の意見

意見照会の内容	関係部局	意見の内容	その他	連絡先(担当者)
地元農家が自ら栽培した農作物等を活用した料理や濁酒を提供するなど、一般客の受入れを目指すため、「北海道食品衛生法施行条例における施設基準の緩和措置を受けること」について	知事政策部	長沼町の計画は、生産者と消費者とが密接に結びつき、個性ある地域づくりを進めていく産消協働の取組とも合致しているものとする。		知事政策部 参事
	経済部	特に意見なし		観光のくに づくり推進局
	農政部	特に意見なし		農政課